

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○福島県議会定例会を招集する件	三六	○指定居宅サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件	三七
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	三五	○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	三七
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三六	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	三七
○保安林の指定を解除する件	三六	○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	三七
○道路の区域を変更する件	三六	○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件	三七
○過疎地域自立促進特別措置法により村道の改築に関する工事を行う件	三六	○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	三七
公 告		○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	三七
○随意契約の相手方を決定した件二件	三七	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	三七
○指定居宅サービス事業者を指定した件	三七	○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	三七
○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	三六	福島県警察本部	
○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件	三六	○一般競争入札を行う件	三七
○指定介護療養型医療施設が指定を辞退した件	三七		

### 福島県選挙管理委員会

- 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程 三五
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三五

○不在者投票のできる施設として指定した件 三六

福島県監査委員

○監査公表二件 三六

正 誤

○平成二十年五月三十日付け定例第千九百八十三号中 三七

## 告 示

### 福島県告示第四百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十年六月二十四日福島市に招集する。  
平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

(総務課)

### 福島県告示第四百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十年六月十日から同年十月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社カワチ薬品泉店 いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか  
変更しようとする事項
- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻午前10時、閉店時刻午後9時  
(変更後) 開店時刻午前9時、閉店時刻午後9時45分
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分  
(変更後) 午前8時30分から午後10時
- 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- （変更前） 午前七時から午後九時  
（変更後） 午前六時から午後十時
- 三 変更しようとする年月日  
平成二十年七月一日
- 四 届出年月日  
平成二十年五月二十九日
- 五 届出をした者  
株式会社カワチ薬品

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成二十年四月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月三日認可した。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
双葉郡大熊町大字野上字姥神一〇の三、一二の四、一二の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（治山対策課）

福島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町大字群 岡字徳沢乙四八四番一 地先から 同 郡同 町大字群 岡字徳沢乙五四八番四 地先まで	変更前	A 四・〇 五・〇	二七〇・〇
	耶麻郡西会津町大字群 岡字徳沢乙四八四番四 地先から 同 郡同 町大字群 岡字徳沢乙五四八番六 地先まで	変更後	B 一・六 五・〇	二三〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百四十五号

過疎地域自立促進特別措置法（昭和十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により、村道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工 事 の 開 始 の 日
北山大塩線	耶麻郡北塩原村大字関屋字一里 壇上九一〇番地先から 同 郡同 村大字大塩字東海 松一九一九番一地先まで	道路改良	平成二〇年 六月三〇日

公 告

(報道部課)

公告第290号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成20年 6 月10日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 4 月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社福島支店 福島県福島市山下町5番10号
- 5 随意契約に係る契約金額  
250,950,000円
- 6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第291号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成20年 6 月10日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 4 月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社福島支店 福島県福島市山下町5番10号

5 随意契約に係る契約金額  
46,830,000円

6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報政策課)

公告第二百九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
デイサービス スカりん	郡山市大槻町 字花輪三二二	株式会社パ トス	福島県郡山市 大槻町字花輪 一一二二	平成二〇年 四月一四日	通所介護
もも太郎さん （喜多方 駅前）	喜多方市字町 田八二六九一 二二	株式会社ジ エイバッグ	同 市 並木三丁目五 一一〇	平成二〇年 五月一日	訪問介護
訪問介護ステーション きゅあ	いわき市内郷 綴町金谷二二三 きゅあ	財団法人と きわ会	同 県いわき 市平字堂根町 二二三	同	訪問看護
デイサービス ス遊友	郡山市大槻町 字北中野三〇 一一二	有限会社フ アルデザイ ン	同 県郡山市 富田町字諏訪 内三七一一	同	通所介護
シルバー	いわき市平上	株式会社孔	同 県いわき	同	特定施設

ジデンス孔 輪閣	片寄字上ノ内 一七五―一	輪閣	市平上片寄字 上ノ内一七五 ―一		入居者生 活介護
株式会社い ららいふ	岩瀬郡鏡石町 中央二一〇	株式会社い ららいふ	同 県岩瀬郡 鏡石町中央二 一〇	同	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六條第一項の規定により、指定居宅  
介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事務所の所在地	指定年月日
しみず指定居宅 介護支援事業所	福島市北沢又番 匠田五	福島中央市民 医療生活協同 組合	福島県福島市野 田町一―一五― 一二	平成二〇年 五月一日
有限会社泉町三 丁目ヘルパス テーション	いわき市泉町三 丁目六一六	有限会社泉町 三丁目ヘルパ ーション	同 県いわき市 泉町三丁目六一 六	同
有限会社有馬	同 市三和町 渡戸字宿頭六一 二	有限会社有馬	同 市 三和町渡戸字宿 頭六一九	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五條の規定により、次の指定居宅サー  
ビス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十年六月十日

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
生愛会訪問 看護ステーション	福島市大笹生字向平一三一 ―一	医療法人生 愛会	福島県福島市 大笹生字向平 一三一―一	平成二〇年 三月二一日	訪問看護
あづまの郷 訪問看護ステーション	同 市上鳥渡 字北河原二― 一	社会福祉法 人との福 祉会	同 市 鳥谷野字梅ノ 木内一五	平成二〇年 四月一日	同
リハケア訪問 看護ステーション 原町	南相馬市原町 区錦町一―二 三フジビル二 階一号室	株式会社エ ヌジェイア イ	同 県郡山市 富久山町八山 田字前林一〇 ―四	平成二〇年 四月二〇日	同
株式会社鈴 富ケアサー ビスネット ひまわり事 業部	福島市鎌田字 御町二二―一 富	株式会社鈴 富	同 県福島市 鎌田字御町二 二―一	平成二〇年 三月二一日	福祉用具 貸与
大原デイサ ービスセン ター指定通 所介護事業 所	同 市大町六 ―一一	財団法人大 原綜合病院	同 市 大町六一―一	同	通所介護
医療生協会 津若松診療 所通所リハ ビリテーシ ョン事業所	会津若松市東 千石一―二― 一三	会津医療生 活協同組合	同 県会津若 松市東千石一 ―二―一	同	通所リハ ビリテー ション

三菱電機ラ イフサービ ス株式会社 郡山支店	郡山市栄町二 ―二五	三菱電機ラ イフサービ ス株式会社	東京都港区芝 公園二―四― 一	同	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売
訪問介護事 業所ほくせ い	同 市安積町 日出山二―一 一―アミュー ズハイツ一〇 三	株式会社ほ くせい	福島県郡山市 安積町日出山 二―一―ア ミューズハイ ツ一〇三	同	訪問介護
リハケアホ ームヘルパ ーステーシ ョン原町	南相馬市原町 区錦町一―二 三フジビル二 階一号室	株式会社エ ヌジエイア イ	同 市 富久山町八山 田字前林一〇 ―四	平成二〇年 四月三〇日	同
ケア・サー ビスみらい	喜多方市豊川 町米室字二条 川原一八六二 ―九九	株式会社杉 原建築設計 事務所	同 県喜多 方市豊川町米 室字二条川原 一八六二―一 〇一	平成二〇年 三月三十一日	同
大玉村社協 入浴サービ ス	安達郡大玉村 玉井字台三六 ―一	社会福祉法 人大玉村社 会福祉協議 会	同 県安達郡 大玉村玉井字 台三六―一	平成二〇年 四月一日	訪問入浴 介護
わかばタク シー介護事 業部	双葉郡浪江町 権現堂字塚越 二―一〇	有限会社わ かばタクシ ー	同 県双葉郡 浪江町川添字 上加倉字二三 ―四	同	訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介  
護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した  
旨届出があった。

平成二十年六月十日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日
事業所の名称 とやの指定居宅 介護支援事業者	福島市鳥谷野字 宮畑六四―一	福島中央市民 医療生活協同 組合	福島県福島市野 田町一―一五― 一二	平成二〇年 四月一日
株式会社創世聖 ハートフルケア 福島「十字の園」 居宅介護支援事 業所	同 市野田町字 台六七	株式会社創世	同 市野 田町字台六七	同
指定居宅介護支 援事業所あつま の郷訪問看護ス テーション	同 市上鳥渡字 北河原二―一	社会福祉法人 とやの福祉会	同 市鳥 谷野字梅ノ木内 一五	同
大原指定居宅介 護支援事業所	同 市大町六― 一一	財団法人大原 綜合病院	同 市大 町六―一一	平成二〇年 三月三十一日
居宅介護支援事 業所ほくせい	郡山市安積町日 出山二―一―一 アミューズハイ ツ一〇三	株式会社ほく せい	同 県郡山市安 積町日出山二― 一―一アミュー ズハイツ一〇三	同
佳勝園ケアプラ ンサービス	いわき市金山町 月見台一三四― 一	医療法人社団 同愛会	同 県いわき市 植田町本町二― 七―一三	同
いわき市勿来指 定居宅介護支援 事業所	同 市錦町大 島一	いわき市	同 市 平字梅本二一	同
いわき市小名浜 指定居宅介護支 援事業所	同 市小名浜 花畑町一五―一	同	同	同

福島県知事 佐藤 雄平

いわき市中央指定居宅介護支援事業所	同 市平字梅本二	同	同	同
-------------------	----------	---	---	---

いわき市内郷指定居宅介護支援事業所	同 市内郷高坂町砂子田一	同	同	同
-------------------	--------------	---	---	---

リハケア居宅介護支援事業所原町	南相馬市原町区錦町一―二三フジビル二階一室	株式会社エヌジェイアイ	同 県郡山市富久山町八山田字前林一〇―四	平成二〇年四月三〇日
-----------------	-----------------------	-------------	----------------------	------------

ケア・プランみらい	喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二―九九	株式会社杉原建築設計事務所	同 県喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二―一〇一	平成二〇年三月二二日
-----------	-----------------------	---------------	---------------------------	------------

J A たむらさら	田村市船引町今泉字鳥足三四〇一	たむら農業協同組合	同 県田村市船引町船引字南町通一六〇	平成二〇年四月一日
-----------	-----------------	-----------	--------------------	-----------

矢吹町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	西白河郡矢吹町一本木一〇〇一	社会福祉法人矢吹町社会福祉協議会	同 県西白河郡矢吹町一本木一〇〇一	平成二〇年三月二二日
-----------------------	----------------	------------------	-------------------	------------

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、当該指定を辞退した。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称(個人にあつては、氏名)	開設者の主たる事務所の所在地	指定の辞退の年月日
-------	--------	--------------------	----------------	-----------

田口病院	白河市郭内二	田口病院田口武人	福島県白河市郭内一	平成二〇年三月二二日
------	--------	----------	-----------	------------

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があつた。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
医療法人郡山整形外科 ・内科	医療法人舘山整形外科グループ郡山整形外科 ・リハビリテーション科	郡山市鳴神三―一〇	医療法人舘山グループ	福島県郡山市鳴神三―一〇	訪問看護 短期入所療養介護 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導
特別養護老人ホーム羽山荘	羽山荘	二本松市太田字萩ノ田三五―一	社会福祉法人あだち福祉会	同 県二本松市安達ヶ原一―二九一―一	短期入所生活介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の	変更前の事業	変更後の事業	事業者の名	事業者の主	サービス
------	--------	--------	-------	-------	------

名 称	所の所在地	所の所在地	称(個人にあつては、氏名)	たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	の種類
なのはなヘルパーステーション	福島市方木田字稲荷塚三四一―一二	福島市本内字西下釜六〇―一モカロールC二〇三号	株式会社はるかぜグループ	福島県福島市本内字西下釜六〇―一モカロールC二〇三号	訪問介護
ヘルパーステーション あい・あい	いわき市江名字蒲ヶ作一五四	いわき市郷ヶ丘二―五五―三	有限会社あい・あい	同 県いわき市郷ヶ丘二―九三―八	同
二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションあだち	二本松市油井字砂田一〇一	二本松市油井字濡石一―二	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	同 県二本松市若宮二―六九	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第二百九十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
なのはな指定居宅介護支援事業所	福島市方木田字稲荷塚三四一―一二	福島市本内字西下釜六〇―一モカロールC二〇三号	株式会社はるかぜグループ	福島県福島市本内字西下釜六〇―一モカロールC二〇三号

ケアプランあい・あい	いわき市江名字蒲ヶ作一五四	いわき市郷ヶ丘二―五五―三	有限会社あい・あい	同 県いわき市郷ヶ丘二―九三―八
二本松市社会福祉協議会居宅介護支援事業所あだち	二本松市油井字砂田一〇一	二本松市油井字濡石一―二	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	同 県二本松市若宮二―六九

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
デイサービスさかりん	郡山市大槻町字花輪三―二	株式会社パトス	福島県郡山市大槻町字花輪一―一二	平成二〇年四月二四日	介護予防通所介護
もも太郎さん(喜多方駅前)	喜多方市字町田八二六九―二	株式会社ジエイバック	同 市並木三丁目五一〇	平成二〇年五月一日	介護予防訪問介護
訪問介護ステーションきゅあ	いわき市内郷綴町金谷二三	財団法人とさわ会	同 県いわき市平字堂根町二―三	同	介護予防訪問看護
デイサービス遊友	郡山市大槻町字北中野三〇―二	有限会社フアルデザイン	同 県郡山市富田町字諏訪内三七―一	同	介護予防通所介護

シルバール ジデンス孔 輪閣	いわき市平上 片寄字上ノ内 一七五―一	株式会社孔 輪閣	同 県いわき 市平上片寄字 上ノ内一七五 ―一	同	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
株式会社い ららいふ	岩瀬郡鏡石町 中央二一〇	株式会社い ららいふ	同 県岩瀬郡 鏡石町中央二 一〇	同	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第三百一号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介  
護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつ  
た。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	事業所 所在地	事業者の 名称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所の 所在地(個人に あつては、住 所)	廃止年月日	サ ー ビ ス の 種 類
あづまの郷 訪問看護ス テーション	福島市上鳥渡 字北河原二 一	社会福祉法 人とやの福 祉会	福島県福島市 鳥谷野字梅ノ 木内一五	平成二〇年 四月一日	介護予防 訪問看護
リハケア訪 問看護ステ ーション原 町	南相馬市原町 区錦町一―二 三フジビル二 階一号室	株式会社エ ヌジェイア イ	同 県郡山市 富久山町八山 田字前林一〇 ―四	平成二〇年 四月三〇日	同
大原デイサ ービスセン ター指定通	福島市大町六 ―一	財団法人大 原綜合病院	同 県福島市 大町六―一	平成二〇年 三月三十一日	介護予防 通所介護

所 介 護 事 業	所 介 護 事 業	所 介 護 事 業	所 介 護 事 業	所 介 護 事 業	所 介 護 事 業	所 介 護 事 業	所 介 護 事 業
医療生協 津若松診 療所 所通所リ ハビリテ ーション 事業所	三菱電機 ライフサ ービス株 式会社 郡山支店	訪問介護 事業所 ほくせ い	リハケア ホームパ ーステー ション原 町	ケア・サ ービス みらい	大玉村社 協入浴サ ービス	わかばタ ク	
会津若松 市東一 一三	郡山市 栄町二 ―二五	同 市安 積町日 出山二 ―一 一―ア ミュー ズハイ ツ一〇 三	南相馬 市原町 区錦町 一―二 三フジ ビル二 階一 号室	喜多方 市豊川 町米室 字二 川原一 八六二 ―九九	安達郡 大玉村 玉井字 台三六 ―一	双葉郡 浪江町	
会津医療 生活協 同組合	三菱電機 ライフサ ービス株 式会社	株式会社 ほくせ い	株式会 社エヌ ジェイ アイ	株式会 社杉原 建築設 計事務 所	社会福 祉法 人大玉 村社 会福祉 協議 会	有限会社 わ	
同 県津 若松市 東千石 一―一	東京都 港区芝 公園二 ―四一	福島県 郡山市 安積町 日出山 二―一 一―ア ミュー ズハイ ツ一〇 三	同 市 富久山 町八山 田字前 林一〇 ―四	同 県喜 多方市 豊川町 米室字 二条川 原一八 六二― 一〇	同 県安 達郡大 玉村玉 井字台 三六― 一	同 県双 葉郡	
同	同	同	平成二〇 年四月 三〇日	平成二〇 年三月 三十一 日	平成二〇 年四月 一日	同	
介護予防 通所リハ ビリテー ション	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売	介護予防 訪問介護	同	同	介護予防 訪問入浴 介護	介護予防	

シール介護事業部  
 権現堂字塚越 二一〇  
 かばタクシ 浪江町川添字 上加倉三二一  
 訪問介護

(高齡福祉課介護保険室)

公告第三百二二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。  
 平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
医療法人郡山整形外科 ・内科	医療法人舘グループ郡山整形外科 ・リハビリテーション科	郡山市鳴神三一一〇	医療法人舘グループ	福島県郡山市鳴神三一一〇	介護予防訪問看護 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
特別養護老人ホーム羽山荘	羽山荘	二本松市太田字萩ノ田三五一一	社会福祉法人あたち福祉会	同 県二本松市安達ヶ原一一二九一一	介護予防短期入所生活介護

(高齡福祉課介護保険室)

公告第三百三三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介

介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
なのはなヘルパーステーション	福島市方木田字稻荷塚三四一一二	福島市本内字西下釜六〇一モカロールC二〇三号	株式会社はるかぜグループ	福島県福島市本内字西下釜六〇一モカロールC二〇三号	介護予防訪問介護
ヘルパーステーションあい・あい	いわき市江名字蒲ヶ作一五四	いわき市郷ヶ丘二一五五一三	有限会社あい・あい	同 県いわき市郷ヶ丘二一九三一八	同
二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションあだち	二本松市油井字砂田一〇一	二本松市油井字濡石一一二	社会福祉法人二本松市社会福祉協議会	同 県二本松市若宮二一六九	同

(高齡福祉課介護保険室)

公告第三百四四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業者の主たる事務所の種類	サービスの種類	サービスの主たる対象

二本松市 社会福祉 協議会へ ルパース テーション ンあだち	二本松市 油井字砂 田一〇一	二本松市 油井字濡 石一一二	社会福祉 法人二本 松市社会 福祉協議 会	二本松市若 宮二一六九	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
所在地	所在地			の所在地		者

(障がい福祉課)

公告第三百五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年六月十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
さくら薬局 北白河店	白河市豊地 弥次郎二一	平成二〇年 五月一日	育成医療 更生医療	調剤	
白河調剤薬局	同 市六反 山一〇一三 六	同	同	同	

(障がい福祉課)

公告第三百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年六月十日

土地改良事業を行 地区名 土地改良事 施行認可年月日 工事の完了年月日  
 つた者の名称 業の種類 福島県知事 佐藤雄平  
 泉崎村 宮ノ前 基盤整備促進 平成一三年三月二 平成一七年一一月

(農業用用排 八日 七日  
 水施設)  
 鮫川村 鮫川北 農村総合整備 平成一二年三月一 平成一七年一〇月  
 (農道整備) 五日 一九日  
 (農村計画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第28号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通管制システム中央装置の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年6月10日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 入札に付する事項
    - 借入物品の名称及び数量 交通管制システム中央装置 一式(搬入、据付け、組立て、調整等を含む。)
    - 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
    - 借入期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで
    - 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
  - 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
    - 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
    - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
    - この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
    - 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。
  - 入札に参加する者に必要な資格の確認
    - 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年7月4日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月24日(木)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年7月23日(木)午後5時までに必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease : Traffic Information System Central Processing unit 1 set

(2) Time - Limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 24 July 2008

(3) Time - Limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 23 July 2008

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi Fukushima 960-8686 Japan, Tel.024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十五号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年六月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程(昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第九十九条の二」及び「・百十条の二」を削る。

第八十条第一項第一号ア中「第七條第二十二項」を「第八條第二十五項」に改める。

第九十九条の二及び百十条の二を削る。

第五十一号様式を次のように改める。

第五十一号様式 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

福島県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第二項及び第八十六条第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十年六月二日現在において、次のとおりである。

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、四三四

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四五、二七八

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万

を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	得票数	選挙区	得票数
伊達郡	三二、八三二	福島市	七七、一五〇
安達郡	一八、三四六	会津若松市	三一、七七一
岩瀬郡	八、五四二	郡山市	八八、八〇〇
南会津郡	八、九四五	いわき市	九五、二九四
耶麻郡	一四、二五五	白河市	一二、五九四
河沼郡	九、四二二	原町市	一二、七八三
大沼郡	八、七二七	須賀川市	一八、〇五七
西白河郡	一八、〇六七	喜多方市	九、三〇〇
東白川郡	九、九一八	相馬市	一〇、四五四
石川郡	一一、五五五	二本松市	九、一九六
田村郡	二〇、一六三		
双葉郡	二〇、〇三四		
相馬郡	一一、〇二四		

福島県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十年六月三日次のとおり指定した。

平成二十年六月十日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

施設の名 称	施設の所在地
社団医療法人員羽会介護老人保健施設 ガーデンア	いわき市錦町落合一番地一

福島県監査委員

監査公表第11号

平成20年 3月18日監査公表第4号により公表した監査結果について、地方自治法(昭

和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があつたので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年 6月10日

福島県監査委員	小松山 善 継
福島県監査委員	加 藤 雅 美
福島県監査委員	野 崎 直 実
福島県監査委員	高 野 宏 之
20 財 第 366 号	
平成20年 4月25日	

福島県監査委員	小松山 善 継
福島県監査委員	加 藤 雅 美
福島県監査委員	野 崎 直 実
福島県監査委員	高 野 宏 之

福島県知事 佐 藤 雄 平 関

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成20年 3月12日付け19福監第816号で報告のありましたことについて別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象 県北建設事務所 県営住宅全面改善(蓬萊15号棟) 工事
- 2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
(工 事) 県営住宅全面改善(蓬萊15号棟・建築)工事の設計内容について、検討を要するものがある。 (検討すべき事項) 外壁改修にコンクリートの中性化防止剤を使用する設計となつているが、築後32年を経過した現在において、ほとんど中性化が進行していないことから、中性化防止剤の必要性について検討を要する。	蓬萊15号棟のコンクリート躯体は、築後32年を経過した現在においての中性化深さは、階段室側で平均3mm、屋外で平均4.5mmであるが、今後、大気中のCO <sub>2</sub> 量の増加が、中性化を促し、鉄筋の発錆、躯体強度低下をこれまで以上に加速させることが懸念された。そのため、躯体保護のための中性化防止剤の塗布を計上したところである。 本工事における中性化防止剤の必要性について再度検討した結果、前段のような効果は期待できるものの、現在において著しい劣化は認められないことから、今後の耐用年数満了

までの間で、再検討することとし、今回の中性化防止剤の塗布は見送ることとする。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象  
小名浜港湾建設事務所 港湾環境整備工事 (倉庫改修)
- 2 検討事項及び措置の状況について

検 討 事 項	措 置 状 況
① トイレの排気を中間フランクとダクトを用いて表側壁上部から行うこととしているが、ダクトの延長距離が長く効率的な設計となっていない。	① トイレの排気は、隣接する1号倉庫側に直接排気するのが効果的であり、検討を行ったが、その後、1号倉庫の飲食店計画が具体的にまとまり、施設を運営する市民会議側から調理用や室内換気用の給気口にトイレの臭気が混入しないよう要望があり、原設計どおりとした。
② 休息スペースに設置する固定の木製ベンチは檜を使用する設計となっているが、使用勝手を考慮しても高価な檜にする必要性に乏しい。	② 耐久性・耐候性を考慮し、材質は檜とするが、高価な無垢材ではなく、集成材を採用した。
③ 和式トイレの便器を床面から30cm高い位置に設置する設計となっているが、極力段差の解消を図るべきである。	③ 既存の床に手を加えないよう計画していたが、解体範囲を最小限にできるようにトイレの配置を再検討した結果、段差のない和式トイレに整備した。

監査公表第12号

平成20年 3月18日監査公表第4号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成20年 6月10日

福島県監査委員 小松山 善 継

福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之  
19教総第1349号  
平成20年 3月31日

福島県監査委員 小松山 善 継  
福島県監査委員 加 藤 雅 美  
福島県監査委員 野 崎 直 実  
福島県監査委員 高 野 宏 之

定期監査の結果について (通知) 福島県教育委員会委員長 印

平成20年3月12日付け19福監第816号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。(別紙)

検 討 事 項	措 置 状 況
○検討事項 喜多方工業高等学校 (喜多方工業高校(第2棟)耐震改修工事) (検討すべき事項) 耐震ブレースにカバーを設けることについて検討を求めた。 耐震ブレースの上下両面に、集成材のブレースカバーを設置する設計となっているが、安全面や清掃の容易さを考慮してもブレースカバーが必要かどうか検討を要する。	頭部衝突に対する安全対策及び清掃が容易になるようブレースカバーを設けていたが、経路性を再検討した結果、室内側鉄骨フランクの角を面取りする方法に代替えしました。

注 記

ページ	行	注	記

○平成二十年五月三十日付け定例第九百八十三号中

三三〇	上	一六	宗田三三田	宗田三三田
		総点検		

下			
一六	九	ら 五 後 ろ か	ら 一 一